

議案第52号

三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年6月12日

三朝町長 吉田秀光

三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例（平成5年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用の許可) 第7条 健康むらを利用しようとする者 で、その利用が次の各号のいずれかに該	(利用の許可) 第7条 健康むらを利用しようとする者 で、その利用が次の各号のいずれかに該

<p>当する場合は、あらかじめ指定管理者に申請して、その許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) <u>次に掲げる健康むらの施設の全部又は一部を独占して利用する場合</u></p> <p>ア <u>自由広場</u></p> <p>イ <u>グリーン広場</u></p> <p>ウ <u>子ども広場</u></p> <p>エ <u>駐車場</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>当する場合は、あらかじめ指定管理者に申請して、その許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) <u>健康むらの施設(多目的コート、ゲートボール場及びクワ広場をいう。以下同じ。)について、独占する場合</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第7条第1項の規定による利用の許可に関する手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。